えひめ

商工会だより

NO.269
2011.11

■表紙写真提供／東温市役所

〈URL〉http：//www.ehime-sci.jp/
■編集・発行／愛媛県商工会連合会　〒790-0065 松山市宮西1-5-19　TEL089-924-1103
■発行者E-mailアドレス：shidou@esci.or.jp　■印刷／セキ株式会社

MAIN TOPICS

○2011年版中小企業白書の概要
○全国展開プロジェクト事業（内子町商工会）
○女性部、青年部「中国・四国ブロック交流会」
○専門家派遣　○雇用促進税制スタート
○公取委による中小事業者のための移動相談会について
○チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略枠
○当世経営かわら版
○小さな瞳　ほか

見奈良コスモスまつり

東温市

1万5千平方メートルの
コスモス畑に約100万本の
可憐な花が咲きほこる

9月中旬から10月中旬にかけて
開催される秋の恒例イベント

期間中の土日には
さまざまなイベントが催され
まつりを盛り上げる

来年こそは紫・白・ピンクの
花のじゅうたんを愛でてみたい

小さな瞳

大洲市長浜町
有限会社 あか月
日高 淳之介（じゅんのすけ）くん
（長浜小学校六年生）

僕の家

僕の家はあか月という料理店です。冬はふぐ料理が多く遠い所からいっぱい食べに来ています。僕も魚をつってきた時は自分で時々さばきます。さばき方はじいちゃんに教えてもらいました。そのじいちゃんは去年の十二月に亡くなってとてもさみしくなりました。今はお父さんとおばあちゃんが一生けんめい料理を作っています。僕も時々お父さんの手伝いをするとおばあちゃんが喜んでくれます。お父さんが新しく作った料理を「おいしいか食べてみて」という時もあり食べてみたらめちゃめちゃおいしかったので「すごくおいしい」というと、「よしよし」とうれしそうに笑います。これからもじいちゃんが色々教えてくれた事を思い出し、お客さんがいっぱい来てくれるような料理店になったらいいなと思います。

珠算検定

全国連、各都道府県連主催の第161回珠算検定を、去る6月19日（日）、県下2商工会において実施しました。

合計41名が受験し、22名が合格しました。

今回の一級合格者は1名、次の方が合格しました。

（　　）表記は商工会名）

●一級合格者

古和田美友（西予市）

ふるさと愛媛の県産品を愛用しましょう

全国商工会経営者休業補償制度
毎月加入受付中！
就業中／業務外を問わず、病気・ケガによる日々の所得を補償いたします。
保険料は、一般加入より37～44%割安です。　自宅療養も補償いたします。
天災が原因のケガによる就業不能も補償いたします。
本制度のお問い合せ・お申込みは、最寄りの商工会までお気軽にお電話下さい。

愛媛の観光に関するお問い合わせは
社団法人愛媛県観光協会
TEL　089-951-0711
FAX　089-951-5657
E:mail　webmaster@iyonet.com
春夏秋冬ベストシーズン！愛媛の観光情報WEBサイト
http://www.pref.ehime.jp/izanai/kankou.html
IYOKAN NET いよ観ネット

万一のおケガなどの大型保障プラン
ほのぼの共済
お問合せ・お申し込みは地元商工会へ
あなたの街の身近な共済
-県共済-
愛媛県中小企業共済協同組合
〒790-0001松山市一番町四丁目1番2（愛媛県中小企業会館3階）　TEL（089）945-1313　FAX（089）932-7602

経営よろず相談所、商工会を活用しましょう

2011年版　中小企業白書の概要
～震災からの復興と成長制約の克服～

「中小企業白書2011年版」が7月1日、中小企業庁から発表されました。白書の副題は「震災からの復興と成長制約の克服」。第1部で、最近の中小企業の動向及び震災の中小企業への影響を分析し、第2部で、震災でも改めて認識された経済社会における中小企業の重要性を示し、第3部で、経済成長を担う中小企業の復興・発展の方向性を探っています。

【第1部】最近の中小企業の動向

中小企業の業況、生産は持ち直しの動きが見られていましたが、震災の影響により大幅に悪化していると指摘、資金繰りも足下で大きく悪化し、完全失業率も高水準で推移しているとしています。

地域別の景況では、震災で直接的被害の大きかった東北地方や関東地方で、大幅な低下が見られますが、その他の地域でも総じて低下しており東日本のみならず、全国的にその影響が及んだことがわかるとしています。また、業種別では、震災前までは、持ち直しの動きやその水準に違いが見られていましたが、2011年3月には、総じて震災の影響が深刻となり、落ち込みの幅に違いは見られるものの、いずれの業種でも大幅に悪化したと分析しています（図1）。

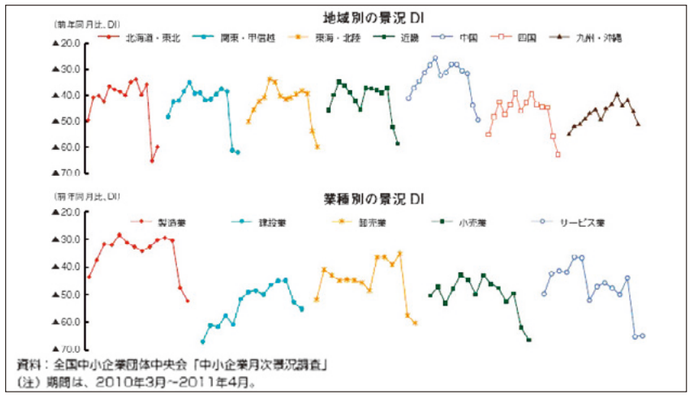

図1　地域別・規模別の業況DI

【第2部】経済社会を支える中小企業

中小企業は、企業数の99・7%、雇用の約7割を占めています。多くの付加価値を生み出し、サプライチェーンの中核を担うなど、我が国の産業の基盤を支え、生活必需品の供給者や地域コミュニティの中心として、地域の消費や社会を支えていると強調しています。震災でも、こうした中小企業の重要性が再認識されたとしています。

【第3部】経済成長を実現する中小企業

人口減少及び少子高齢化に加え、震災後に一層高まったエネルギー供給制約の中で、我が国経済が持続的に成長していくためには、企業の労働生産性を向上させる必要があると指摘しています。

図2は、労働生産性向上のための中小企業による取組の重要度を示しています。

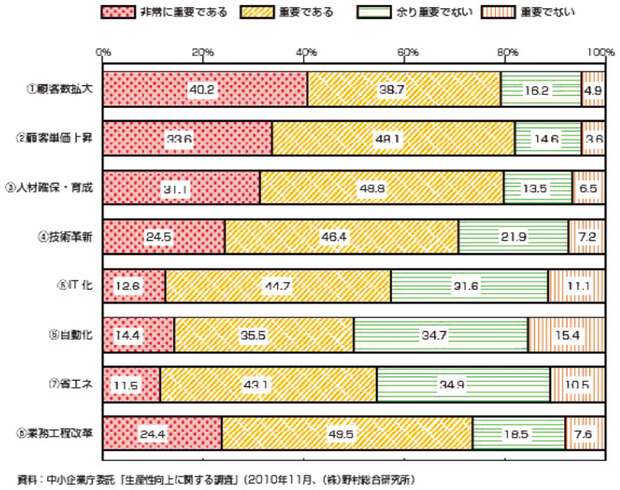

図2　労働生産性の向上のための取組の重要度

市場開拓や人材育成、技術開発は、IT化、省エネ、自動化、業務工程改革よりも、効果が実感されるまでの時間が比較的長くなります。このような取組を含め、中小企業が独力で労働生産性を向上させることが難しい場合もあるため、中小企業のニーズを踏まえた効果的な支援を行っていくことが必要であると強調しています。

商工会の提供する事業を活用して、地域振興に取り組みましょう

地域資源∞全国展開プロジェクト事業実施　～うちここ～

内子町商工会において、昨年度、「地域資源∞全国展開プロジェクト事業」を実施されましたので、その取組みについてご紹介します。

目的

商工会が核となり、地域の事業者等をコーディネートしながら地域資源を活かし、全国規模のマーケットを視野に入れた新製品開発に取組むプロジェクトを総合的に支援するものです。

特産品の開発を通じて、内子ブランドの確立を図り、全国展開をしてゆくことで、多くの観光客に足を運んでいただき、それにより、地域内商工業者全体の活性化を図ることを最終目的としています。

概要

まず全国展開支援事業実行委員会を設置し、全体の事業実施について協議・検討を行いました。実行する組織として「特産品開発部会」を2部会設置しました。

この委員会は、事業進捗状況に合わせ、都合6回開催しました。特産品開発部会では、地域内で生産、製造されている素材や商品を基に、地域の伝統的な技術や新たな発想を組込んでの新商品、特産品開発を行いました。

参画事業者等

小田地区から工房夢ふう染による柿渋染めの新商品開発、内子地区は酒六酒造㈱、企業組合内子ツーリズムの2企業が酒類の試作品開発を行いました。

特に、柿渋染め用のデザインは、内子に拘わったものとしたいとの意向から、版画家山田きよ氏に依頼、「内子座」や木蠟で栄えた時代の豪商の旧家「上芳我邸」、八日市の街並み、たばこ畑、季節を醸し出す草花など素晴らしいものとなりました。また、リキュールの原材料の果実には、内子産の赤・白ぶどう、りんごを使用し、日本酒とブレンドしたものを開発しました。

■柿渋染め

■内子リキュール

■フルーティピンク

■和紙モビール（わずむ商品）

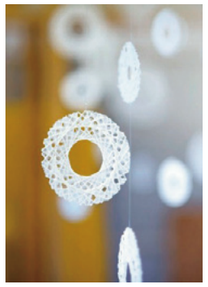

この事業では「販路開拓」も、商工業者全体の活性化を図るための大きな目標であり、事業の成果発表の場として、2月1日～4日の間東京ビッグサイトで行われた展示商談会に酒類や柿渋染めと販路開拓認定企業「㈱りくう」の『わずむ』商品を出展、大変有益なものでした。

展示商談会

統一アイキャッチについては、協議の結果、「うちここ」が採用されました。

うちここ。
愛媛・内子の手技がここに
EHIME UCHIKO NATURAL BRAND

事業成果

開発された試作品をまとめると、工房夢ふう染のテーブルセンター、のれん、バッグ、ストール、タペストリー、一閑張り等の柿渋染め商品、酒六酒造の各種リキュール、企業組合内子ツーリズムのピンクどぶろく「フルーティーピンク」他大きな成果が上がりました。

反省と今後の取組

酒造免許が取得できず、試作品製造請負契約を解除することもあり、免許が必要な商品開発は充分な事前調査が必要であると再認識しました。

今後更にレベルアップしながら全国的な販路拡大ができるよう支援して参りたいと思っています。

青年部・女性部に加入して、資質向上と人脈形成、視野拡大と地域振興を

中国・四国ブロック商工会女性部交流会

去る7月12日（火）、高知県民文化ホールに、商工会女性部員約1、000名（本県110名）が集い、中国・四国ブロック商工会女性部交流会が開催されました。

主催者挨拶の後、来賓の方々より祝辞を賜り、開会。

主張発表中四国大会では、9名の代表者による甲乙つけ難い素晴らしい発表が行われ、香川県代表で琴平町商工会女性部の渡部智子常任委員が最優秀賞に輝きました。本県代表の高田敏子部長（鬼北町）は、講評でも高い評価を得た素晴らしい発表でしたが、惜しくも優良賞となりました。

高田敏子部長（鬼北町）

主張発表後、馬路村農業協同組合の東谷望史組合長より講演を頂きました。

1989年の「ごっくん馬路村」が人気商品としてヒットし、2010年にはゆず加工品の売り上げが32億円にまで達した同組合の25年にわたる活動の内容は、中山間の不利不便な地域でもやればできることを証明し、地域づくりの手法として注目を集めており、本県は2日目の研修で実際に同地を訪問、様々な加工品を手に取り、今後の商品開発の参考としました。

中国・四国ブロック商工会青年部交流会

去る9月3日（土）、高知市の高知県民文化ホールにおいて、中四国の青年部員約750名（本県65名）が参加し、中国・四国ブロック商工会青年部交流会が開催されました。

主催者挨拶の後、来賓の方々より祝辞を賜り、開会。

主張発表大会では、中四国九県の代表から青年部活動にかける熱い志と想いが伝わる発表が続き、本県代表の大西啓介さん（内子町）は、「青年部で取り組んだレトロバスの運行による地域振興を通じて、自らの商売と町づくりにも本当の面白さを感じ、かけがえのない仲間と青年部員としての誇りを得ることが出来ました。」と発表、見事最優秀賞に輝きました。来年2月に和歌山県で開催される主張発表全国大会では、中四国の代表としての活躍が期待されます。

大西啓介部員（内子町）

続いて、高知市出身で44歳の注目ベンチャー企業家である㈱ダイヤモンドダイニング社長の松村厚久氏による記念講演があり、夢と志を大きく持つことの重要性と、「地産外消」による海外展開戦略で売上1、000億円を目指す自らの目標を語られました。参加した青年部員は、大きな刺激を受け、思い出に残る一日となりました。

ご入浴・ご宴会・ご宿泊
おせち料理も承っています。
大洲市交流促進センター
鹿野川荘
KANOGAWASO
〒797-1503　大洲市肱川町宇和川588番地1
TEL0893-34-2000　FAX0893-59-8222

大洲市「道の駅」清流の里ひじかわ
愛媛県大洲市肱川町宇和川3030番地
TEL:0893-34-2700　FAX:0893-34-2730
◇◆◇ブログで情報発信中◇◆◇
http://seiryuunosato.seesaa.net/

商工会の相談事業を活用して、課題解決に取り組みましょう

東日本大震災に係る義援金の税務上の取り扱い（商工会を通じて支払った場合）

●個人の方

その年中において支払った「特定寄付金」の合計額－2千円＝寄付金控除額

（注）所得金額の40％相当額が限度（商工会への義援金のように震災関連寄付金に該当するものは80％相当額が限度）となります。

●法人の方

法人が「指定寄付金」を支払った場合は、支払った金額の全額を損金の額に算入することができます。今後申告される法人の方は「指定寄付金」として申告して下さい。

▼詳しくは、最寄りの商工会まで。

専門家を派遣します！

この事業は、専門的な経営課題解決を支援するため、県連において、委嘱手続きを経た「登録専門家」を直接事業所へ派遣するものです。

■相談事例

・ITによる事務の効率化を図りたい。

・経営計画を作成したい。

・コストダウンを図りたい。

・特許、実用新案、意匠、商標等を取得したい。

・就業規則等諸規程を見直したい。

・ホームページの活用方法を教えて貰いたい。

・事業承継税制について詳しく聞きたい。など

■利用手順

①最寄りの商工会へ申し込み

②日程調整を行い、専門家と経営指導員が事業所を訪問

③1企業2回まで無料

■留意点

・法的手続き、税務申告、特許申請等を委任する場合や現場で材料などを使用する場合は、相談者の実費となります。

▼詳しくは、最寄りの商工会まで。

雇用促進税制スタート！

●前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たせば、1人当たり20万円の法人税等の控除が受けられます。

●従業員を増やす予定の企業は、事業年度開始後2か月以内（平成23年4月1日～8月31日までの間に事業年度を開始する事業主は10月31日まで）に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画のご提出を。

▼提出期限や提出方法の詳細は、愛媛労働局職業安定課TEL089(943)5221までお問い合わせ下さい。

ご存じですか？ 中小企業を応援する業務改善助成金

●愛媛県内に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内の最も低い時間給等を、4年以内に計画的に800円以上に引き上げる場合、賃金引上げのための業務改善を支援する助成金制度がスタートしました。

●支給の要件は、

①賃金引上げ計画の策定

②1年あたりの賃金引上げ額は40円以上（就業規則等に規定）

③業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

④賃金引上げのために業務改善を行い費用を支払うこと

⑤引上げ後の賃金支払実績など。

●業務改善（就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る経費の2分の1を助成します。上限は100万円。

▼お問い合わせ先

愛媛労働局賃金室　TEL089（943）5221

商工会・連合会へのご意見・ご要望がございましたら、下記にお寄せ下さい。

e-mail: soumu@esci.or.jp

※寄せられたご意見・ご要望は商工会及び連合会の運営に活用する以外に利用いたしません。

登録商標
小松銘産
▶創業天保九年◀
元祖 じの餅
めしや菓舗
西条市小松町新屋敷甲2893-1
☎(0898)72-2001

お買い物は丹原商店街へ!!
丹原町商店連盟

◎　下請取引などでお困りのことはありませんか　◎

～「公取委による中小事業者のための移動相談会」の御案内～

公取委では、下請取引、商品の納入取引、運送取引などで困っている、また、下請法の内容などについて詳しく知りたい中小事業者のグループ（中小事業者の集まりや団体の会合など）を対象に、移動相談会を開催しております。

移動相談会では、公取委の担当者が貴社（貴団体）の希望の日時・場所にお伺いし、下請法などの説明や相談をお受けしております（無料・秘密厳守）。

希望の日時・場所にお伺いします

詳しくは、公正取引委員会四国支所下請課

≪電話087－831－4071≫　までお気軽にお問い合わせください。

◇　取引先（発注者）による、次のような行為は「下請法」で問題となる場合があります。◇

★　注文を受けた後に値引きされた　★　納品したものを返品された　★　協賛金を要求された

★　約束した日に代金を支払ってもらえなかった　★　代金を安く買いたたかれた　など

＊　下請法が適用されるためには、資本金や取引内容などで一定の要件があります。

公取委ホームページ　http://www.jftc.go.jp/　公取委　下請法　検索

知財総合支援窓口を開設

一般社団法人愛媛県発明協会は、県内の中小企業や起業家らを対象に、知的財産を有効に活用できるよう、アイデア段階から事業展開まで一貫して支援を行う目的で、テクノプラザ愛媛内に「知財総合支援窓口」を開設しています。

▼お問い合わせ

TEL089（960）1103まで。

えひめの特産品なら　アイテムえひめ3F

愛媛県物産観光センター

〒791-8057 愛媛県松山市大可賀２丁目１－２８
アイテムえひめ内((社)愛媛県物産協会)
TEL:089-951-5711　FAX:089-951-5156
E-mail:info@e-bussan.or.jp

愛媛宇和海でとれた新鮮な小魚を使用

大山蒲鉾店

ご贈答に是非、当店自慢の蒲鉾・天ぷらをどうぞ。

〒798-3361　宇和島市津島町北灘甲２３０７
TEL　0895-32-3319　FAX　0895-32-6319
http://tushima.ocnk.net/
津島町商工会HP内（津島ネット市場）

オリジナルキャラクター
なんなんちゃん　ツツ人
南レク株式会社
本社／宇和島市津島町近家甲1813番地（南楽園内）
TEL0895(32)3344　http:www.nanreku.jp/

Kojima Taizo Certified Tax Accountant Office
小島泰三税理士事務所
所長　Kojima Taizo
小　島　泰　三
税理士・行政書士・システムアドミニストレイター
〒798-3302　愛媛県宇和島市津島町高田甲2930-1
TEL：(0895)-32-5586　FAX：(0895)-32-5547
E-mail：kojima.taizo@tkcnf.or.jp
URL：http://www.kojimazeirishi.com

「チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略枠」

県では、**愛媛県経済成長戦略 2010 実現に向けて**取り組む中小企業のみなさまを**金銭面からバックアップ**するため、融資制度を設けています。

資　金　名	チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略枠
融資対象者	愛媛県経済成長戦略 2010 に記載された戦略の実現に資する事業を行う者として県の確認を受けた方
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	１億円（うち、運転資金は５千万円）
融資期間	運転５年以内（うち据置期間１年以内） 設備７年以内（うち据置期間１年以内）
融資利率	運転資金 1.65%、設備資金 1.15%以内
保証料率	0.35 ～ 1.72%（割引有） ※経営状況を踏まえた９区分
担保・保証人	必要に応じて徴求
申　込　先	伊予銀行、愛媛銀行、各信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、みずほ銀行、三井住友銀行 中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、西日本シティ銀行 徳島銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛県信用保証協会

有利な金利で、1年、2年、3年。
新型定期預金　マイハーベスト
元金安全・確定利回りの債券貯蓄。　1年貯蓄　ワリショー　5年貯蓄　リッショーワイト
あなたのBANK　商工中金
●いよてつ会館東　松山支店
〒790-0001　愛媛県松山市一番町 2-6-4
TEL 089(921)9151

ジブラルタ生命は、商工会員の皆様を守ります
"As safe as the Rock"
～ジブラルタ・ロックのように安心～
S&P社 保険財務力格付 AA-（2011 年 9 月末現在）
ムーディーズ社 保険財務格付 A2（2011 年 9 月末現在）
ジブラルタ生命 松山エリア
愛媛県松山市勝山町１丁目 19-3-9F　☎089-945-2046
中央支部　松前支部　宇和島支部 新居浜支部 八幡浜支部 今治支部
Gibraltar ジブラルタ生命

愛　ある保証で明日を拓く
媛県信用保証協会
松山市一番町４丁目１番地２
中小企業会館
電話　089-931-2111（代表）
http://www.ehime-cgc.or.jp/

商工会地域で開催されるイベントへ出かけましょう

経営改善とまちづくりのパートナー　商工会を活用しましょう

事業主の退職金、小規模企業共済に加入しましょう

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者のみなさまへ

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます！

共同経営者とは個人事業の経営に携わる方で配偶者・後継者・親族以外の方も加入可能です。
一事業主につき「2名」まで。

共同経営者の加入イメージ

※詳しくは下記連絡先まで

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんなものがあるの？」

小規模企業共済は、「小規模企業経営者のための退職金制度」です。

加入し、掛金を毎月積み立てておけば…
将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

本制度のお問い合わせ・お申し込みは、
最寄りの商工会まで、お気軽にお電話下さい。

ポイント

1. 常時使用する従業員の数が、20名以下（商業、サービス業5名以下）の個人事業主、又は会社の役員の方が対象です。
2. 毎月3万円の掛金（年間36万円）で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば108,000円の節税になります。
3. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。

すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定できます。（500円きざみ）

▶現在の掛金月額が7万円に達していない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書と増額される金額（現金）を添えて左記へお申し込みください。
（掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へご請求ください。）

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構　TEL　050-5541-7171（共済相談室）URL　http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

小さな掛金、大きな保障、融資で役立つ貯蓄共済

「犯罪の起きにくい社会づくり」に向けた協定締結

犯罪の起きにくい社会をつくるため、本会、愛媛県警、県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会が10月17日（月）、協定を締結しました。

この4者が、相互協力して、安全・安心に配意した環境づくりなどの取組みを一層強力に推し進め、地域の絆の強化と人々の規範意識の高揚を図り、真の意味で愛媛県の治安を再生させることを目的としたものです。

各種助成金の申請先が変わります！

（独）雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となっています。

■対象となる助成金

(1)中小企業人材確保推進事業助成金
(2)中小企業基盤人材確保助成金
(3)中小企業人材能力発揮奨励金
(4)中小企業職業相談委託助成金
(5)建設雇用改善推進助成金
(6)建設教育訓練助成金
(7)キャリア形成促進助成金
・訓練等支援給付金
・中小企業雇用創出等能力開発助成金
・職業能力評価推進給付金
・地域雇用開発能力開発助成金

▼詳しくは最寄りの商工会まで。

国・県の実施する各種支援制度を活用しましょう

当世経営かわら版

嘱託専門指導員
平岡　要三

自動車王ヘンリー・フォードは、「奉仕を主とする事業は栄え、利益を主とする事業は衰える」という名言を残している。

これは、手段を選ばず、限りなき利益の追求を目指す企業への忠告ともとれる。「お客様満足」「お客様志向」の経営と言われて久しいが、まさに企業の根幹をなす主要な考え方であると言える。しかし、お客様満足を日々の仕事の中でどう実践すればよいのか、考えてみると、非常に難しいのが現実である。企業経営の中では、当然利益の追求は重要なテーマであり、利益目標を掲げ、達成に向け努力していることには違いない。言い換えれば、適正な利潤を得なければ、企業として成り立たない。企業が提供する各種サービスについて、お客様にご満足いただき、企業も適正な利潤を得て、そこで働く従業員もハッピーになれることが理想である。

例えば、ある商品を購入する場合、価額、性能、アフターサービスあるいはリスクの問題は無いのか等、すべてクリアーして初めて信頼を得ることができるものである。満足度の内容は、当然お客様によって相違するものであり、お客様が何を一番期待しているかということがポイントとなる。

「お客様志向」とは、お客様のメリットを優先する思考に基づく考え方である。即ち、お客様（市場）のニーズに適った製品をお客様に買ってもらうには、自社の資産をどのように投下すればいいかという考え方である。これは、どんなお客様の声も聞くと言うことではなく、自分の軸でお客様のことを考えることであり、自社のミッション、ビジョンに応じたお客様のニーズに応えることである。

備えて安心、全国商工会福祉共済に加入しましょう